地域主導再生可能エネルギー事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「かながわスマートエネルギー計画」を推進するため、別に定める地域主導再生可能エネルギー事業公募要領に基づき、県が選考した地域主導再生可能エネルギー事業(以下「本事業」という。)の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則(昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号の定めるところ による。
 - (1) NPO法人等とは、特定非営利活動法人、地方自治法第260条の2に規定する 認可地縁団体並びに法人税法第2条第5号に規定する公共法人(地方公共団体を 除く)及び同条第6号に規定する公益法人等であって、県内に本店又は主たる事 務所を有するものをいう。
 - (2) 中小企業者とは、中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者のうち法人格を有するものであって、県内に本店を有するものをいう。
 - (3) 補助対象者とは、本事業の提案事業者のうち、県が選考した事業者をいう。
 - (4) 補助事業者とは、補助金の交付決定を受けた補助対象者をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象とする事業(以下「補助事業」という。)は、本事業を実施する ために再生可能エネルギー発電設備(以下「発電設備」という。)を設置する事業 とする。

(補助金の交付を受けることができる者)

- 第4条 補助金の交付を受けることができる者は、補助対象者とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると確認した場合は、神 奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第10条の規定に基づき、補 助対象者としない。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下 「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団
 - (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
 - (3) 法人の代表者又は役員のうちに、暴力団員に該当する者があるもの
- 3 知事は、補助対象者が補助金の交付申請を行ったとき及び補助金の交付決定を受けた以降に、前項に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認することができる。ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本

人の同意を得るものとする。

4 知事は、補助事業者が、第2項に該当すると確認したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助対象経費)

- 第5条 補助の対象とする経費は、補助事業に要する経費であって、別表1に掲げる ものとする。
- 2 前項の経費は、次の金額を控除するものとする。
 - (1) 国又は地方公共団体その他の団体の補助金を受ける場合は、当該補助金額
 - (2) 太陽電池を建物の建材、防水シート等と一体で設置する場合は、一般的な建物 の建材、防水シート等を単独で設置する場合に要する経費
 - (3) 系統連系に要する費用
 - (4) 消費税及び地方消費税相当額

(補助額の算出方法等)

- 第6条 補助額は、前条の規定により算出した補助対象経費の合計額に補助対象者ご とに次の各号の割合を乗じた額を限度とする。
 - (1) NPO法人等が補助対象者の場合 3分の2
 - (2) 中小企業者が補助対象者の場合 2分の1
- 2 前項第2号の規定にかかわらず、中小企業者が薄膜太陽電池を導入する場合の補助額は、前条の規定により算出した補助対象経費の合計額に3分の2を乗じた額を上限とする。
- 3 第1項又は前項の規定により算定した補助額に、千円未満の端数があるときは、 その端数金額を切り捨てるものとする。

(申請書の提出期日等)

- 第7条 補助対象者が補助金の交付申請をする場合は、地域主導再生可能エネルギー 事業費補助金交付申請書(第1号様式)に次の書類を添えて、別に定める期日まで に知事に提出しなければならない。
 - (1) 補助対象経費の内訳書(第1号様式別紙1)
 - (2) 地域主導再生可能エネルギー事業選考通知書(写し)
 - (3) 地域主導再生可能エネルギー事業計画書(写し)
 - (4) 補助対象者の商業・法人登記簿現在事項全部証明書
 - (5) 補助対象者の定款(写し)
 - (6) 役員等氏名一覧表 (第1号様式別紙2)
 - (7) その他知事が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 知事は、前条の規定による申請書の提出があった場合において、その内容を 審査した上で、補助金の交付を決定したときは、地域主導再生可能エネルギー事業 費補助金交付決定通知書(第2号様式)により、不交付を決定したときは、地域主 導再生可能エネルギー事業費補助金不交付決定通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(補助事業の実施)

第9条 補助事業者は、前条の規定による交付決定の後に、補助事業に着手しなければならない。

(補助事業の遂行)

第10条 補助事業者は、法令の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他知事の指示及び命令に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行うものとし、補助金を他の用途に使用してはならない。

(補助金の交付の条件)

- 第11条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。
 - (1) 補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。ただし、経費の配分で費目相互間のいずれか低い額の20%以内の変更については、この限りでない。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合 又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を 受けなければならない。
 - (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。
 - (5) 補助事業の実施に関して、不正、怠慢その他不適当な行為を行ってはならない。

(変更の承認)

- 第12条 前条第1号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、地域主導再 生可能エネルギー事業費補助金変更承認申請書(第4号様式)を知事に提出しなけ ればならない。
- 2 知事は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、その内容を審査した上で、変更が適当であると認めたときは、地域主導再生可能エネルギー事業費補助金変更承認通知書(第5号様式)により、適当であると認めなかったときは、地域主導再生可能エネルギー事業費補助金変更不承認通知書(第6号様式)により通知するものとする。ただし、変更が適当であると認めた場合でも、第8条の規定により通知した交付決定額を増額することはできないものとする。
- 3 前条第2号の規定に基づく知事の承認を得ようとする場合は、地域主導再生可能 エネルギー事業費補助金変更交付(補助事業中止・廃止)承認申請書(第7号様式) を知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、その内容を審査

した上で、中止又は廃止が適当であると認めたときは、地域主導再生可能エネルギー事業費補助金変更交付(補助事業中止・廃止)承認通知書(第8号様式)により、適当であると認めなかったときは、地域主導再生可能エネルギー事業費補助金変更交付(補助事業中止・廃止)不承認通知書(第9号様式)により通知するものとする。

(申請の取り下げのできる期間)

第13条 規則第7条第1項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付の決定 の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

(状況報告)

- 第14条 規則第10条の規定による状況報告は、地域主導再生可能エネルギー事業費補助金事業実施状況報告書(第10号様式)により、補助事業を実施する年度の3月末日までに行わなければならない。なお、状況報告の日が第17条に規定する実績報告の日以後となる場合は、状況報告を省略することができる。
- 2 前項の報告のほか、知事は、必要に応じて補助事業者から補助事業の遂行の状況 の報告を求め、又は調査することができる。

(決定の取消し)

- 第15条 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定 の全部又は一 部を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したときその他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示、若しくは命令に違反したとき。
 - (3) 補助事業の実施に関して不正、怠慢その他不適当な行為を行ったとき。
 - 2 第8条の規定は、前項の取消し又は変更をした場合について準用する。

(補助金の返還)

- 第16条 補助事業者は、前条の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(実績報告)

第17条 規則第12条の規定による実績報告は、地域主導再生可能エネルギー事業費補

助金実績報告書(第11号様式)に次の書類を添えて、事業完了の日から30日を経過した日又は補助事業の実施年度の翌年度4月10日のいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。ただし、当該期日が県の休日に当たるときは、その休日の前日をもってその期限とみなす。

- (1) 補助対象経費の内訳書(第11号様式別紙)
- (2) 補助事業に係る支出を証する書類(写し)
- (3) 設置場所及び設備の概要が確認できるカラー写真
- (4) その他必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第18条 規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、第8条の規定により通知した交付決定額と当該確定額が相違する場合に限り、地域主導再生可能エネルギー事業費補助金交付額確定通知書(第12号様式)により補助事業者に対し通知するものとする。

(補助金の支払い)

- 第19条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、支払う ものとする。
- 2 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者が一般送配電事業者又は小売電 気事業者(以下「一般送配電事業者等」という。)との間で全量買取制度に係る接 続契約等を締結した後、補助金の交付決定額の全部又は一部について概算払いをす ることができる。
- 3 前項の規定により、補助金の交付を受けようとするときは、地域主導再生可能エネルギー事業費補助金概算払い交付申請書(第13号様式)を、知事に提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

第20条 規則第17条ただし書きの規定により知事が定める期間(以下「処分制限期間」 という。)並びに同条第2号及び第3号の規定により、知事が定める財産の種類は、 次のとおりとする。

財産の種類 期間
(1) 太陽光発電設備 20年
(2) 風力発電設備 20年
(3) 地熱発電設備 15年
(4) 水力発電設備 20年
(5) バイオマス発電設備 20年

- 2 前項の処分制限期間内において、補助事業により取得した財産を処分しようとするときは、あらかじめ地域主導再生可能エネルギー事業費補助金財産処分承認申請書(第14号様式)を知事に提出し、承認を得なければならない。
- 3 知事は前項の規定により処分を承認するときは、別に定めるところにより、補助 金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

- 4 補助事業により取得した財産を売却、譲渡又は交換し、補助事業者が第21条の収益納付を継続することを条件に補助金の返納を要しないとされた場合には、補助事業者は、引き続き本要綱に定める義務を負うこととする。
- 5 補助事業により取得した財産を売却、譲渡又は交換し、譲受人が第21条の収益納付を継続することを条件に補助金の返納を要しないとされた場合には、当該譲受人は、本要綱に定める義務を負うこととする。この場合において、第11条第4号の規定中「補助事業により取得し」とあるのは「当該譲受人は、補助事業により取得し」と、第21条から第24条までの規定中「補助事業者」及び規則第17条の規定中「補助事業者等」とあるのは「当該譲受人」と読み替えるものとする。

(収益納付)

- 第21条 補助事業者は、補助事業の実施により設置した発電設備により発電を行い、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく固定価格買取制度の全量買取制度(ただし、本事業においては全量配線とし、自家消費を行わないものとする。以下同じ。)を活用して収入(以下「売電収入」という。)を得た場合は、初めて売電収入を得た年度の翌年度から毎年度、売電収入の一部を県に納付しなければならない。なお、納付すべき金額は、別表2各上段に掲げる年度ごとに、下段に掲げる納付率を売電収入に乗じた額以上の額とする。
- 2 補助事業者は、一般送配電事業者等との間で全量買取制度に係る接続契約等を締結し、補助事業の実施により発電設備の設置が完了した後、速やかに地域主導再生可能エネルギー事業費補助金売電収入等計画書(第15号様式)を知事に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、収益納付が完了するまでの間又は一般送配電事業者等との全量買取制度に係る契約が終了するまでの間、毎年度、売電収入を得た年の4月分から翌年の3月分までの年間発電量及び売電収入額等について、地域主導再生可能エネルギー事業費補助金売電状況等報告書(第16号様式)により、4月末日までに知事に報告しなければならない。ただし、補助事業の実施により発電設備の設置が完了した年で、初めて売電収入を得た月が5月分以降となる場合の報告期間は、当該売電収入を得た月分から次の3月分までとする。
- 4 知事は、前項の報告に基づき、内容を審査し県に納付すべき金額の確定を行い、 補助事業者に納付すべき金額の通知をするものとする。
- 5 補助事業者は、毎年度、5月末日までに、前項の額を県に納付しなければならない
- 6 納付額の累計が第19条に規定する補助金の額に達した時点又は別表2各上段に 掲げる年度の最終年度が終了した時点で納付は終了するものとする。
- 7 補助事業者は、自然災害の発生による発電設備の破損等の事由により発電事業に 支障が生じた場合は、地域主導再生可能エネルギー事業費補助金売電収入変更報告 書(第17号様式)により知事に状況を報告しなければならない。
- 8 知事は、前項の規定による報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助事業者に対し是正のための必要な措置を指示することができる。
- 9 補助事業者は、前項の指示を受けた場合は、30日以内に指示に従う又は補助金の

全部又は一部に相当する金額を県に納付することとし、その旨を知事に報告しなければならない。

(補助事業完了後の状況の報告)

第22条 知事は、補助事業完了後も、必要に応じて補助事業者から補助事業の状況の報告を求め、又は調査することができるものとする。

(書類の整備等)

- 第23条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。
- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類(以下「証拠書類等」という。)は、当該補助 事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から第20条第1項各号に掲げる財 産の種類ごとに定める期間保存しなければならない。
- 3 補助事業者が証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散するときは、その権利義務を承継する者(権利義務を承継する者がいない場合は知事)に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(届出事項)

第24条 補助事業者は、所在地、名称又は代表者を変更したときは、すみやかに文書をもつてその旨を知事に届け出なければならない。

(その他)

第25条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が 別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月28日から施行、適用する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年5月31日から施行、適用する。

(経過措置)

2 改正後の地域主導再生可能エネルギー事業費補助金交付要綱の規定については、 施行の日以後に交付申請のあった者に適用し、施行日前に交付申請のあった者の収 益納付に係る別表 2 (第21条関係) については、なお従前の例による。

別表1 (第5条関係)

経費の区分	費目名	費目の内容
	再生可能エネルギー 発電設備費	再生可能エネルギー発電設備の購入に要する 経費
	再生可能エネルギー 発電設備に係る付属 設備費	パワーコンディショナ等の付属設備の購入に 要する経費
設備費	発電量データ収集用 モニター設備費	発電量データ収集用モニターの購入に要する 経費
	設置工事材料費	配線ケーブル類の購入に要する経費
	その他設備費	その他、再生可能エネルギー発電事業に必要 な設備の購入に関連して要する経費
	調査・設計費	再生可能エネルギー発電設備の設置に向けた 現地調査、設計に要する経費
設置工事費	設置工事費	再生可能エネルギー発電設備の設置工事に要 する経費
	諸経費	再生可能エネルギー発電設備の設置工事に伴 う諸手続等に要する経費

別表2 (第21条関係)

1 太陽光発電設備

	· 🗀 🗠 🗸 1/10									
補助対象者					段:年		度			
1111-937/13/1				下	段:納付	寸率 (%)			
	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
NPO法人等	0.0	5.0	5.0	5.0	25.0	25.0	30.0	30.0	30.0	30.0
N F O 伝入寺	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	75.0	75.0	50.0	50.0	50.0
	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
中小企業者	0.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	20.0	20.0	20.0	20.0
中小正来有 	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	25.0	25.0	40.0	40.0	40.0	70.0	70.0	50.0	50.0	50.0

2 太陽光発電設備 (薄膜太陽電池)

補助対象者					段:年段:納付		度)			
	1年度	2年度	3年度				<u> </u>	8年度	9年度	10年度
NPO法人等	0.0	5.0	5.0	25.0	25.0	25.0	30.0	30.0	30.0	30.0
中小企業者	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	80.0	80.0	55.0	55.0	55.0

3 風力発電設備

3 風刀光电	H/ I/III									
補助対象者				上	段:年		度			
開助				下	段:納付	寸率 (%)			
	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
NPO法人等	0.0	30.0	30.0	35.0	35.0	40.0	40.0	50.0	50.0	50.0
N P O 伝入寺	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	75.0	75.0	65.0	65.0	65.0
	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
中小企業者	0.0	15.0	15.0	15.0	15.0	20.0	20.0	30.0	30.0	30.0
十八正未有	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	30.0	40.0	40.0	40.0	40.0	80.0	80.0	60.0	60.0	60.0

4 水力発電設備

1 /N/J/LIE	12 + 0114									
補助対象者					段:年		度			
1111 957 713 87 15				下	段:納付	寸率 (%)			
	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
N P O法人等	0.0	10.0	10.0	10.0	10.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0
IN P O 伝入寺	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0
	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
 中小企業者	0.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
中小正来有 	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0

5 地熱発電設備

0 地熱発電	以加									
補助対象者					段:年段:納作		度)			
	1年度	2年度		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
NPO法人等	0.0 11年度					20.0	20.0	20.0	20.0	20.0
	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0					
	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
中小企業者	0.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0
中小企業有	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度					
	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0					

6 バイオマス発電設備

0 /1/2 4		× 1/H1								
補助対象者					段:年		度			
1111-937-138-1				下	段:納付	寸率 (%)			
	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
NDO计上签	0.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0
NPO法人等	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0
	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
中小企業者	0.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0
中小正果有 	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0

第1号様式(第7条関係)

地域主導再生可能エネルギー事業費補助金交付申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 所在地·住所

名 称

代表者の職名・氏名

地域主導再生可能エネルギー事業費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、暴力団又は暴力団員でないことを確認するため、本様式又は役員等氏名一覧表 (第1号様式別紙2) に記載した情報を、神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。

1 補助事業の目的及び内容

2 再生可能エネルギー発電設備の種類等

再生可能エネルギー発電設備の種類	発電出力(kW)
	kW
設置場所所在地 (施設等名称)	設置場所所有者名

3 交付申請額 (千円未満切捨て)

円

(交付申請額の積算)

経費の区分	費目名	金額
	再生可能エネルギー発電設備費	円
	再生可能エネルギー発電設備に係る付 属設備費	円
設備費	発電量データ収集用モニター設備費	円
	設置工事材料費	円
	その他設備費	円
	調査・設計費	円
設置工事費	設置工事費	円
	諸経費	円
計	(A)	円
国等の補助金	:を受ける場合、その金額(B)	円
一体で設置す	ュールを建物の建材等と る場合、一般的な建材等 でするときの経費 (C)	円
補助対象経費	(A - B - C = D)	円
補助対象経費 (千円未満切	た2/3または1/2を乗じた額 捨て)	円
		円
		円
補助対象外経費		円
,,, ><		円
		円
計(補助対象	·外経費) (E)	円
合計	(A+E)	円

※ 消費税及び地方消費税相当額は除く 交付申請額は、第6条に規定する額を上限とする

4 補助事業の着手及び完了の予定日

着手予定日年月日完了予定日年月日

第1号様式別紙1

補助対象経費の内訳書

名称			
20 M/h			

(単位:円)

					見和	責書との対応		神	浦助対象経費の分類	Į.
経費の区分	費目	細目	金額	No.	品目	見積金額	施工業者名	補助対象経費	補助対象外経費	備考
	再生可能エネル ギー発電設備									
	再生可能エネル ギー発電設備に係 る付属設備費									
設備費	発電量データ収集 用モニター設備費	発電量データ収集用モニター								
	設置工事材料費	配線ケーブル類								
	その他設備費									
	1	ਜੋ			小計					

経費の区分	費目	細目	申請額	No.	品目	見積金額	施工業者名	補助対象経費	補助対象外経費	備考
		調査費								
	調査・設計費									
		設計費		l —						
		設置工事費								
設置工事費										
		電気設備工事費		l —						
	設置工事費			l						
		安全対策費		H						
		女王// 來員								
	諸経費									
	,	\na t								
				!		I	I	I	1	
	1	総計			総計					

※ 消費税及び地方消費税相当額を除く 細目欄は適宜記入し、行が足りない場合は追加すること

役員等氏名一覧表

年 月 日現在

	1	1	1	ı	1 74 1 92 12
役職名	氏名	氏名のカナ	生年月日	性別	住所
代表者					

記載された全ての者は、暴力団員でないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

(法人名称)

(代表者の職名・氏名)

地域主導再生可能エネルギー事業費補助金交付決定通知書

第 号年 月 日

様

神奈川県知事

年 月 日付けで申請のあった地域主導再生可能エネルギー事業費補助金の交付については、補助金の交付等に関する規則(昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。)第4条第1項の規定により次のとおり決定したので、規則第6条の規定により通知します。

円

1 補助金額

- 2 補助条件
 - (1) この補助金の対象となる事業は、 年 月 日付けで申請のあった地域主導再 生可能エネルギー事業費補助金に係る事業とし、その内容及び補助事業の経費の 配分は申請のとおりとします。
 - (2) 補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければなりません。ただし、経費の配分で費目相互間のいずれか低い額の20%以内の変更については、この限りではありません。
 - (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければなりません。
 - (4) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合 又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を 受けなければなりません。
 - (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければなりません。
 - (6) 次の場合、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。また、取り消した部分に係る補助金を返還させ、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を徴収することがあります。
 - ア 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき
 - イ 補助金を他の用途に使用したときその他補助事業に関して補助金の交付の決 定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指 示、若しくは命令に違反したとき
 - ウ 補助事業の実施に関して不正、怠慢その他不適当な行為を行ったとき

- (7) この補助金は、知事が交付すべき補助金の額を確定したのち、支払われるものとしますが、知事が必要があると認めるときは、補助事業者が一般送配電事業者等との間で全量買取制度に係る接続契約等を締結した後、補助金の交付決定額の全部又は一部について概算払いを受けることができます。
- (8) その他、規則及び地域主導再生可能エネルギー事業費補助金交付要綱の定めるところに従わなければなりません。
- 3 この補助金に係る実績報告は、地域主導再生可能エネルギー事業費補助金交付要 綱第17条の規定により、知事に提出しなければなりません。
- 4 地域主導再生可能エネルギー事業費補助金交付要綱第20条の規定により、知事の 承認を得て処分したことにより収入があったときは、当該収入のうち補助金に係る 部分の返還を命じることがあります。
- 5 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服のあるときは、この交付決定通知 書を受理した日から10日を経過した日までに申請の取下げをすることができます。

第3号様式(第8条関係)

地域主導再生可能エネルギー事業費補助金不交付決定通知書

第 号年 月 日

様

神奈川県知事

年 月 日付けで申請のあった地域主導再生可能エネルギー事業費補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、地域主導再生可能エネルギー事業費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

(交付しない理由)

第4号様式(第12条関係)

地域主導再生可能エネルギー事業費補助金変更承認申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 所在地・住所

名 称

代表者の職名・氏名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた地域主導再生可能エネルギー事業費補助金に係る事業について、次のとおり変更し、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額(千円未満切捨て)

変更前

円

変更後

円

(1) 変更前交付申請額の積算

経費の区分	費目名	金額
	再生可能エネルギー発電設備費	円
	再生可能エネルギー発電設備に係る付 属設備費	円
設備費	発電量データ収集用モニター設備費	円
	設置工事材料費	円
	その他設備費	円
	調査・設計費	円
設置工事費	設置工事費	円
	諸経費	円
計	(A)	円
国等の補助金	を受ける場合、その金額(B)	円
太陽電池モジュールを建物の建材等と 一体で設置する場合、一般的な建材等 を単独で設置するときの経費 (C)		円
補助対象経費	(A - B - C = D)	円
補助対象経費に2/3または1/2を乗じた額 (千円未満切捨て)		円

補助対象外経費		円
		円
		円
		円
		円
計(補助対象	外経費) (E)	円
合計	(A + E)	円

※ 消費税及び地方消費税相当額は除く 交付申請額は、第6条に規定する額を上限とする

(2) 変更後交付申請額の積算

経費の区分	費目名	金額
	再生可能エネルギー発電設備費	円
	再生可能エネルギー発電設備に係る付 属設備費	円
設備費	発電量データ収集用モニター設備費	円
	設置工事材料費	田
	その他設備費	円
	調査・設計費	円
設置工事費	設置工事費	円
	諸経費	円
計	(A)	円
国等の補助金	を受ける場合、その金額(B)	円
一体で設置す	ュールを建物の建材等と る場合、一般的な建材等 するときの経費 (C)	円
補助対象経費	(A - B - C = D)	円
補助対象経費 (千円未満切	に2/3または1/2を乗じた額 捨て)	円
		円
		円
補助対象外経費		円
		円
		円
計(補助対象	外経費) (E)	円
合計	(A + E)	円

※ 消費税及び地方消費税相当額は除く 交付申請額は、第6条に規定する額を上限とする

2 変更の内容

	変更前	変更後
補助事業の内容		
経費の配分		

3 変更の理由

第5号様式(第12条関係)

地域主導再生可能エネルギー事業費補助金変更承認通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

神奈川県知事

年 月 日付けで変更承認申請のあった 地域主導再生可能エネルギー事業費補助金の交付については、補助金の交付等に関する規則(昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。)第4条第1項の規定により次のとおり決定したので、規則第6条の規定により通知します。

 1 補助金額
 円

 既決定額
 円

 今回変更交付決定額
 円

2 補助条件

- (1) この補助金変更交付の対象となる補助事業の内容及び経費の配分は、 年 月 日付けで申請のあった 地域主導再生可能エネルギー事業費補助金 変更交付(補助事業変更)承認申請書記載のとおりとします。
- (2) この補助金の変更交付決定の内容又は条件に不服のあるときは、この変更交付決定通知書を受理した日から10日を経過した日までに申請の取下げをすることができます。
- (3) その他の交付条件については、 年 月 日付け 第 号地域主導再生可能エネルギー事業費補助金交付決定通知書のとおりとします。

第6号様式(第12条関係)

地域主導再生可能エネルギー事業費補助金変更不承認通知書

第 号年 月 日

様

神奈川県知事

年 月 日付けで変更承認申請のあった 地域主導再生可能エネルギー事業費補助金に係る事業については、次の理由により承認しないこととしたので、地域主導再生可能エネルギー事業費補助金交付要綱第12条第4項の規定により通知します。

(承認しない理由)

第7号様式(第12条関係)

地域主導再生可能エネルギー事業費補助金変更交付 (補助事業中止・廃止) 承認申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 所在地・住所

名 称

代表者の職名・氏名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた地域主導再生可能エネルギー事業費補助金に係る事業について、次のとおり中止・廃止したいので、関係書類を添えて承認を申請します。

1 交付申請額(千円未満切捨て)

変更前

Щ

変更後

円

(1) 中止・廃止前交付申請額の積算

経費の区分	費目名	金額
	再生可能エネルギー発電設備費	円
	再生可能エネルギー発電設備に係る付 属設備費	円
設備費	発電量データ収集用モニター設備費	円
	設置工事材料費	円
	その他設備費	円
	調査・設計費	円
設置工事費	設置工事費	円
	諸経費	円
計	(A)	円
国等の補助金	を受ける場合、その金額(B)	円
太陽電池モジュールを建物の建材等と 一体で設置する場合、一般的な建材等 を単独で設置するときの経費 (C)		円
補助対象経費 $(A-B-C=D)$		円
補助対象経費に2/3または1/2を乗じた額 (千円未満切捨て)		円

補助対象外経費		円
		円
		円
		円
		円
計(補助対象	外経費) (E)	円
合計	(A + E)	円

※ 消費税及び地方消費税相当額は除く 交付申請額は、第6条に規定する額を上限とする

(2) 中止・廃止後交付申請額の積算

経費の区分	費目名	金額
	再生可能エネルギー発電設備費	円
	再生可能エネルギー発電設備に係る付 属設備費	円
設備費	発電量データ収集用モニター設備費	円
	設置工事材料費	円
	その他設備費	円
	調査・設計費	円
設置工事費	設置工事費	円
	諸経費	円
計	(A)	円
国等の補助金	を受ける場合、その金額(B)	円
一体で設置す	ュールを建物の建材等と る場合、一般的な建材等 でするときの経費 (C)	円
補助対象経費	(A - B - C = D)	円
補助対象経費 (千円未満切	た2/3または1/2を乗じた額 捨て)	円
		円
		円
補助対象外経費		円
,,, ><		円
		円
計(補助対象	·外経費) (E)	円
合計 (A+E)		円

- ※ 消費税及び地方消費税相当額は除く 交付申請額は、第6条に規定する額を上限とする
- 2 中止・廃止の内容

3 中止・廃止の理由

第8号様式(第12条関係)

地域主導再生可能エネルギー事業費補助金変更交付(補助事業中止・ 廃止)承認通知書

第号年月日

様

神奈川県知事

年 月 日付けで変更承認申請のあった地域主導再生可能エネルギー事業費補助金の交付については、申請のとおり承認することとしたので、地域主導再生可能エネルギー事業費補助金交付要綱第12条第5項の規定により通知します。

第9号様式(第12条関係)

地域主導再生可能エネルギー事業費補助金変更交付(補助事業中止・ 廃止)不承認通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

神奈川県知事

年 月 日付けで変更承認申請のあった地域主導再生可能エネルギー事業費補助金に係る事業については、次の理由により承認しないこととしたので、地域主導再生可能エネルギー事業費補助金交付要綱第12条第5項の規定により通知します。

(承認しない理由)

第10号様式(第14条関係)

地域主導再生可能エネルギー事業費補助金事業実施状況報告書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 所在地・住所

名 称

代表者の職名・氏名

(EII)

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた地域主導再生可能エネルギー事業 費補助金に係る事業の 年 月 日現在における実施状況を、次のとおり報告します。

1 補助事業の執行状況

2 補助対象経費等の支出状況

第11号様式(第17条関係)

地域主導再生可能エネルギー事業費補助金実績報告書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 所在地・住所

名 称

代表者の職名・氏名

(EII)

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた地域主導再生可能エネルギー事業費補助金に係る事業の実績について、関係書類を添えて次のとおり報告します。

1 再生可能エネルギー発電設備の種類等

再生可能エネルギー発電設備の種類	発電出力 (kW)
	kW
設置場所所在地 (施設等名称)	設置場所所有者名

2 補助対象経費等の支出状況

経費の区分	費目名	交付申請 時の額	支出済額
	再生可能エネルギー発電設備費	円	円
	再生可能エネルギー発電設備に 係る付属設備費	円	円
設備費	発電量データ収集用モニター設 備費	円	円
	設置工事材料費	円	円
	その他設備費	円	円
	調査・設計費	円	円
設置工事費	設置工事費	円	円
	諸経費	円	円
計 (A)		円	円
国等の補助金を受ける場合、その金額(B)		円	円

太陽電池モジュールを建物の建材等と 一体で設置する場合、一般的な建材等 を単独で設置するときの経費 (C)		円	円
補助対象経費	$(\mathbf{A} - \mathbf{B} - \mathbf{C} = \mathbf{D})$	円	円
補助対象経費額(千円未満	に 2 / 3 または 1 / 2 を乗じた 切捨て)	円	円
		円	円
		円	円
補助対象外 経費		円	円
		円	円
		円	円
計(補助対象外経費) (E)		円	円
合計	(A+E)	円	円

※ 消費税及び地方消費税相当額は除く 交付申請額は、第6条に規定する額を上限とする

3 補助事業の着手及び完了の日

着手日 年 月 日

完了日 年 月 日

補助対象経費の内訳書

名称			

(単位:円) 請求書との対応 補助対象経費の分類 経費の区分 細目 金額 No. 請求金額 施工業者名 補助対象経費 補助対象外経費 費目 再生可能エネル ギー発電設備 再生可能エネル ギー発電設備に係 る付属設備費 発電量データ収集用モニター 発電量データ収集 用モニター設備費 設備費 配線ケーブル類 設置工事材料費 その他設備費

経費の区分	費目	細目	申請額	No.	品目	請求金額	施工業者名	補助対象経費	補助対象外経費	備考
		調査費		,						
	調査・設計費									
		設計費		l —						
		設置工事費								
		以巴二 								
-n +										
設置工事費	設置工事費	電気設備工事費								
		安全対策費		l						
	諸経費									
	四年天									
	:			<u> </u>	I.					
小計										
					•					
	*			総計						

※ 消費税及び地方消費税相当額を除く 細目欄は適宜記入し、行が足りない場合は追加すること

第12号様式(第18条関係)

地域主導再生可能エネルギー事業費補助金交付額確定通知書

第 号年 月 日

様

神奈川県知事

地域主導再生可能エネルギー事業費補助金交付決定通知 (年月日付け第号)により交付決定した補助金については、年月日付けで提出された地域主導再生可能エネルギー事業費補助金実績報告書に基づき、交付額を円に確定したので、地域主導再生可能エネルギー事業費補助金交付要綱第18条の規定により通知します。

第13号様式(第19条関係)

地域主導再生可能エネルギー事業費補助金概算払い交付申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 所在地・住所

名 称

代表者の職名・氏名

(EII)

地域主導再生可能エネルギー事業費補助金交付決定通知 (年 月 日付け 第 号)により交付決定を受けた補助金について、概算払いにより交付を受けたいので、 関係書類を添えて申請します。

- 1 補助金交付決定額(A)
- 2 概算払い交付申請額(B)
- 3 差し引き残額(A-B)
- 4 概算払いを必要とする理由

第14号様式(第20条関係)

地域主導再生可能エネルギー事業費補助金財産処分承認申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 所在地・住所

名 称

代表者の職名・氏名

EI

年 月 日付け 第 号をもって交付決定を受けた地域主導再生可能エネルギー事業費補助金に係る補助事業により取得した財産について、下記理由により処分を行うため、承認を受けたく関係書類を添えて申請します。

1 処分を行う財産

2 処分の内容

3 処分の理由

第15号様式(第21条関係)

地域主導再生可能エネルギー事業費補助金売電収入等計画書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 所在地・住所

名 称

代表者の職名・氏名

(EII)

地域主導再生可能エネルギー事業費補助金に伴う売電収入等について、年度毎の納付計画を作成したので地域主導再生可能エネルギー事業費補助金交付要綱第21条第2項の規定により報告します。

1 対象施設の概要

再生可能エネルギー発電設備の種	類
補助事業実施所在地	
補助金額 (A)	千円
事業完了年月日	
売電開始年月日	

2 売電収入及び収益納付の計画

(単位:千円)

	売 電開始年度	2年度	3年度	4年度	5年度
発電量 (kWh)					
売電収入額					
納付率(%)					
収益納付額					
収益納付額累計 (B)					
収益納付額残額(A-B)		_		_	

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
発電量 (kWh)					
売電収入額					
納付率 (%)					
収益納付額					
収益納付額累計 (B)					
収益納付額残額 (A-B)					

	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
発電量 (kWh)					
売電収入額					
納付率 (%)					
収益納付額					
収益納付額累計 (B)					
収益納付額残額(A-B)					

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
発電量 (kWh)					
売電収入額					
納付率(%)					
収益納付額					
収益納付額累計 (B)					
収益納付額残額 (A-B)					

※ 発電見込量の算出根拠となる資料を添付すること 収益納付額は、売電収入額に納付率を乗じた額以上の額とすること

第16号様式(第21条関係)

地域主導再生可能エネルギー事業費補助金売電状況等報告書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 所在地・住所

名 称

代表者の職名・氏名

地域主導再生可能エネルギー事業費補助金に伴う 年度の売電状況等を地域主導再生可能エネルギー事業費補助金交付要綱第21条第3項の規定により報告します。

1 売電状況

再生可能エネルギー発電設備の種類								
補助事業実施別	f在地							
売電期間	年	月	日から	年	月	日まで		
年間発電量				kWh	売電	宜収入額		円

※ 報告書を提出する前年の4月分から提出する年の3月分までの売電期間に基づく年間発電量、売電収入額を記載すること

記載内容が確認できる資料(検針票の写し、売電料金の振込口座の写し等)を 添付すること

2 納付状況

補助金相当額	円	補助金額(A)
納付率	%	当該年度納付率
収益納付予定額	円	当該年度収益納付予定額 (B)
収益納付額累計	円	前年度までの納付額累計 (C)
収益納付額残額	円	次年度以降の収益納付額 (A) - ((B) + (C))

※ 収益納付予定額は、売電収入額に納付率を乗じた額以上の額とすること

第17号様式(第21条関係)

地域主導再生可能エネルギー事業費補助金売電収入変更報告書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 所在地・住所

名 称

代表者の職名・氏名

 \bigcirc

地域主導再生可能エネルギー事業について、自然災害の発生による発電設備の破損 等が発生したため、地域主導再生可能エネルギー事業費補助金交付要綱第21条第7項 の規定により報告します。

- 1 発電設備の破損等が発生した理由
- 2 発電設備の復旧計画等
- 3 その他

※ 災害等の場合には、その状況を説明する資料を添付すること(罹災証明書、 写真等)

発電設備の復旧に伴う今後の予定についてわかる資料を添付すること(工程表、 概算設計書等)